

物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の提出)</p> <p>第3条 <u>前条第1項の資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に物品購入等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、その他知事が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。</u></p> <p><u>(1) 物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を承継した者</u></p> <p><u>(2) 名簿に登載されていた者が名簿へ登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人</u></p> <p><u>(3) 名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人</u></p> <p><u>(4) 第7条第2号の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を受けた者</u></p> <p><u>(5) 第8条第1項の規定により資格を取り消され、その期間が経過した者</u></p> <p>(資格基準等の公示)</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、物品購入等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(資格基準の公示)</p>
<p>第4条 知事は、<u>第2条第1項の資格基準を定めたとき、及び前条第1項本文の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。</u></p> <p>(名簿の有効期間)</p>	<p>第4条 知事は、資格基準を定めたときは、これを公示するものとする。</p> <p>(資格を有する期間)</p>
<p>第6条 <u>名簿の有効期間は、3会計年度とする。ただし、3会計年度経過後翌3会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前3会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。</u></p>	<p>第6条 <u>資格者は、前条の規定により作成された名簿に登載された日が、平成26年及び同年に3の倍数を加えた年（以下この条において「名簿作成年」という。）の4月1日以降の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の翌々会計年度の末日まで、名簿作成年の翌年の4月1日以降の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の翌会</u></p>

<p>(資格の喪失)</p> <p>第7条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法令の規定により<u>許可等</u>を必要とする業務につき、当該<u>許可等</u>の取消し等の処分を受けたとき。</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名の特例)</p> <p>第10条 知事は、当該物品の種類、品質等に照らし、前条の規定によることが適当でないと認める場合は、名簿に登載された資格者以外の者を指名することができる。この場合において、当該資格者以外の者は、資格審査を受けなければならない。</p>	<p><u>計年度の末日まで、名簿作成年の翌々年の4月1日以降の日である場合にあっては同日から同日の属する会計年度の末日までの間、物品購入等の契約を締結する場合における競争入札の参加者の資格（以下「資格」という。）を有するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、資格者が資格を有する期間を延長することができる。</u></p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第7条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法令の規定により<u>許可、指定、登録等</u>を必要とする業務につき、当該<u>許可、指定、登録等</u>の取消し等の処分を受けたとき。</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名の特例)</p> <p>第10条 知事は、当該物品の種類、品質等に照らし、前条の規定によることが適当でないと認める場合は、<u>第5条の規定により作成された名簿</u>に登載された資格者以外の者を指名することができる。この場合において、当該資格者以外の者は、資格審査を受けなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、平成26年1月6日から施行する。
- 2 この告示による改正前の物品の製造の請負又は物品の買入りに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程第5条の規定により作成された名簿であってこの告示の施行の際現に効力を有するものの有効期間は、平成25年度までとする。